

機関番号：34419

研究種目：若手研究 (B)

研究期間：2007～2010

課題番号：19730097

研究課題名 (和文) 著作権信託の構造

研究課題名 (英文) The Structure of Trust of Copyright

研究代表者

諏訪野 大 (SUWANO OKI)

近畿大学・法学部・准教授

研究者番号：60368280

研究成果の概要 (和文)：著作権信託の構造は、委託者と受託者との間の信頼関係に基づき、信託契約で定められた範囲で著作物の管理処分権を受託者に与えることである。この構造は、著作権者と出版権者の間の信頼を基礎に締結される出版権設定契約にもあてはまり、さらには、著作権者が自己による著作物の利用を行わず、かつ、他の者には許諾をしない特約をつける著作物利用許諾契約にもあてはまる。これらは無名契約とされているが、信託契約の性質を有する。

研究成果の概要 (英文)：The structure of trust is that a settlor gives an authority about the trust property to a trustee on the fiduciary relation between them. I showed that such the structure of trust was the same as that of exclusive licenses in Japan called Shuppan-ken(Copyright Act Art. 79) and Kanzen-Dokusenteki-Riyouken(Copyright Act Art. 63). Therefore, we can use the articles of Trust Act when considering the nature of exclusive licenses.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	700,000	0	700,000
2008年度	700,000	210,000	910,000
2009年度	700,000	210,000	910,000
2010年度	500,000	150,000	650,000
総計	2,600,000	570,000	3,170,000

研究分野：知的財産法および隣接分野

科研費の分科・細目：法学・新領域法学

キーワード：著作権、信託、信託業、著作権等管理事業、知的財産、知財信託、無体物、ライセンス

1. 研究開始当初の背景

(1)著作権信託における2つの業法

信託業法改正により、これまで金銭や不動産、有価証券などに限られてきた受託財産の制限が撤廃され、知的財産権も信託会社が受託財産として取り扱うことが可能となった。とくに著作権信託はその対象がエンターテインメントに関連することが多いため、金融業界はもちろんのこと一般消費者も関心が

高く、人気コミックの映画化について募集された信託型ファンド (SMBC フレンド証券株式会社「北斗ファンド」) は募集予定総額 5 億円を容易にクリアしたほどである。

しかし、著作権信託自体は信託業法の枠外で長らく行われてきていたものである。1939年 (昭和14年) に制定された「著作権ニ関スル仲介業務ニ関スル法律 (以下「仲介業務法」という。)」に基づき、日本音楽著作権協

会（JASRAC）等が独占的に著作権の信託を受け、管理を行っていた。ただし、信託法と信託業法がその沿革的理由もあり常時一緒に議論されていたのと異なり、JASRAC等は信託法に基づく信託契約を行い、著作権使用料徴収額が1年に1000億円を超える巨大なものになっているにもかかわらず、独占という背景からこれらに受託者義務など信託法上の問題が生じたことがほぼなく、半ば別個独立の信託制度のようであった。

2000年（平成12年）には著作権等管理事業法が制定され（これにより仲介業務法は廃止された）、現在では30以上の著作権等管理事業者が登録されている（文化庁 <http://www.bunka.go.jp/ejigyouscript/ipzenframe.asp>）。また、信託業法と著作権等管理事業法の両方の登録を受けているという事業者も現れていた。つまり、著作権信託においては、現在、2つの業法が並存している状況である。

これまでは旧信託業法の受託財産の制限規定により、信託業法と著作権等管理事業法の住み分けができていたが、その撤廃により状況が大きく変わったにもかかわらず、両者の関係は明らかではない。信託における業法の基本法といえる信託業法において著作権の信託ができる現在、著作権等管理事業法の存在意義とはどのようなものであるかが問題となる。

(2)新信託法の制定

（研究開始時の）次期国会で信託法改正法案の通過が予想されていたが（法案は通過し、現行信託法となっている）、新信託法において著作権信託がどのように位置づけられるかは両者の関係を考察する前提として明確にすべきことである。とくに、JASRACの受託者としての義務につき問題となった裁判例（東京高判平成17.2.17平成16年（ネ）第806号、第2708号）が現れるなど、仲介業務法により独占的な著作権信託の受託者であった時代から著作権等管理事業法の制定によってもたらされた競争の時代に入り、さらに信託業法改正による受託財産制限撤廃の影響を受けて具体的に何が著作権信託受託者の義務であるか問われているのである。

2. 研究の目的

(1)著作権信託の構造の明確化

著作権信託は受託者義務の具体的な内容など明確でない点も多い。著作物が無体物であるという特殊事情を考慮しつつ、著作権信託の構造を明らかにする。

(2)著作権信託において併存する2つの業法の関係

(1)の研究結果と互いにフィードバックさせ

ながら、信託業法と著作権等管理事業法とを比較し、両者の関係を明確にする。とくに、信託業法において著作権の信託ができる現在、著作権等管理事業法の存在意義はどのようなものであるかについて研究を行う。

3. 研究の方法

(1)時間的観点からの考察

著作権法、著作権等管理事業法、信託法、信託業法の各条文の機械的な比較のみに終始せず、まず現在の状況に至るまでの過程をしっかりと把握し、今後の法改正についても鳥瞰できるようにする。とくにターニングポイントとなる下記の時点については重点的に調査・研究を行う。①仲介業務法制定の契機となったのが、いわゆる“ブラーゲ旋風”であることは周知の通りであるが、内務省が既存の信託法・信託業法との関係をどのように考えて立案したのか、②著作権等管理事業法制定の際、信託法・信託業法との関係をどのように考えていたか、③信託業法改正の際、著作権等管理事業法についてどのように考えていたのか、である。

(2)著作権信託の構造に関する考察

著作権信託の構造に関する研究を行う。無体物を対象とする知的財産権という著作権の特質を念頭に置きながら、このことが著作権信託にどのような影響を与えるのかを考察する。

(3)比較法的観点からの考察・海外調査

そもそも仲介業務法制定の際には欧米の法制が参考とされており（国塩耕一郎「国塩耕一郎著作 権論文集」66頁）、とくに音楽著作権については諸外国に管理事業者制度があるため、比較対象として有益である。

海外調査を行い、各国の信託法・信託業法制度、著作権等管理事業法制度の資料収集および分析を行う。

4. 研究成果

(1)はじめに

本研究開始時には、信託業法の全面改正と現行信託法の制定により著作権信託の活用については大きな期待がされていたが、現在では、著作物の無体物性などを理由に、実際に信託を設定した場合に不明な点があることが指摘されてきた。

そのため、著作権信託の構造を明らかにすることの必要性はもちろんのこと、著作権の活用形態としての信託を、他の活用形態と比較して、検討する必要が出てきた。

著作権の活用形態として、最もポピュラーなものはライセンスであるが、中でも、信託の受託者と同様に、独占的に著作物の利用を行う独占的ライセンスとの比較が有益

である。

そこで、独占的ライセンスである出版権設定契約と独占的著作物利用許諾契約とを取り上げ、これらと著作権信託契約との比較検討を行う方向性を採用することとなった。

(2) 時間的観点からの考察

著作権法、著作権等管理事業法、信託法、信託業法を時間的パースペクティブからの比較考察を行った。

これら4つの法律の制定時期を時系列的に並べると、旧著作権法→旧信託法・旧信託業法→仲介業務法→現行著作権法→著作権等管理事業法→現行信託業法→現行信託法となるが、仲介業務法の制定が著作権と信託とが接点を実際に有する時点となっている。仲介業務法制定の契機となったのが、いわゆる“プラゲ旋風”であることは周知の通りであるが、当時、著作権法関係について所管官庁であった内務省が既存の信託法・信託業法との関係をどのように考えて立案したのかについて、資料収集ならびに分析を行った。

当時、著作権法の所管は旧内務省の警保局という検閲を行っていた部局が担当しており、また昭和10年代という時勢から、私法的な観点ではなく、統制のための手段として信託を用いているという背景が伺える。

次に、現行著作権法は仲介業務法による著作権信託が約30年行われていたときに制定されており、信託を意識せずに立法がなされたはずはないが、現行著作権法には信託に関する規定はない。しかし、資料発掘の結果、草案段階では著作権信託に関する規定があったことが判明した。

すなわち、現行著作権法は、その制定経過の途中において、信託を意識していたことは疑いないが、法典中に取り込むことは断念し、信託については信託法の、業としての著作権信託については仲介業務法の解釈に委ねる姿勢を取ったということになる。

また、仲介業務法制定時には、旧信託業法との関係が問題となっており、その際、当事の内務省関係者と大蔵省関係者との間に協議が行われ、信託財産の制限規定があった信託業法が将来著作権を引き受けることを認めるよう改正される場合には仲介業務法も改正を行うことを条件として覚書が交換され、仲介業務法は特別規定として取扱うことに両者の意見が一致したという。

つまり、信託の構成を採るとした場合、大蔵省との協議が必要であり、内務省内部だけで完結しないことの影響は小さくなくあったと思われる。このことは、前述の現行著作権法草案段階では存在していた信託規定が、法案ではなくなっていることについて、旧文部省と旧大蔵省との関係が影響していたのではないかと推測される。

(2) 著作権信託の構造に関する考察

沿革的研究の中から、著作権信託契約と出版権設定契約の類似性が明らかになってきた。

沿革から、著作権者が自己の著作権の効力範囲を狭める結果となる出版権設定契約の基底には特別な信頼関係の存在が前提とされ、モデルとされた地上権の譲渡が自由であることと異なり、出版権の譲渡等には権利者の承諾が必要とされている。

この点、著作物が無体物であることが大きく影響していると考えられる。地上権者が有体物である土地を使用している場合、所有権者の使用が物理的に困難になる。他方、無体物は物理的な占有ができない。出版権設定後、著作権者もその著作物を複製できなくなるが、それは物理的に複製できないからではなく、複製しないだけである。著作権や出版権は排他的独占権であるが、その排他的独占性は、一種のフィクションである。真の意味で、排他的独占的に利用しようとするならば、秘匿以外にはない。しかし、それでは出版することができなくなってしまう。

そのような性質を有する無体物を対象とする出版権設定契約とは、当事者間の特別な信頼関係に基づいて、権利者と出版権の設定を受けようとする特定の者との間で、当該特定の者に対し出版権の設定という財産の処分をする旨並びに当該特定の者が一定の目的に従い財産である出版権の管理または処分およびその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべき旨の契約と言える。

このことより導きだされるのは、出版権設定契約が信託契約（信託法3条1号）と同様の構造を有しているという点である。

信託法3条1号が「財産の譲渡、担保権の設定その他の財産の処分」としているのに対して、旧信託法1条では「財産権ノ移転」だけが定められていた。変更の理由は、委託者が、すでに有する権利を受託者に移転することのほか、新たに地上権、担保権等を設定して受託者がこれらの権利を有するものとする（いわゆる設定的移転）も含まれるとの解釈が有力であることから、前者の例示として「財産の譲渡」を、後者の例示として「担保権の設定」を掲げたものである。

しかし、出版権設定契約の当事者は、それを信託契約と認識しているわけではない。この点、当事者にそのような認識がなくとも、信託法理を適用する範囲が広がっていることに注目すべきである。

最高裁は、地方公共団体から公共工事を請け負った者が保証事業会社の保証の下に前払金の支払を受けた場合において、地方公共団体を委託者、請負業者を受託者、前払金を信託財産とする信託契約が成立したと解し

た（最判平成 14 年 1 月 17 日民集 56 卷 1 号 20 頁）。また、騙取金の疑いがある金銭の保管を託され、その者が自己名義で銀行に預け入れたことにつき、この預金債権は詐欺による被害者と目される者等を受託者とする信託であるとし、預け入れた個人の財産ではないとした判決もある（最判昭和 29 年 11 月 16 日集民 16 号 476 頁）。

平成 14 年 1 月 17 日最高裁判決に対して最も厳しい立場に立つと思われる見解では、信託でないこととされたところで、通説の見解によれば、信託類似の法律関係——準信託については、信託法の規定を類推適用すべき場合があり得るとされているため、敢えて信託の成立を認める必要もないとする。

しかし、出版権設定契約と信託契約とはその基底に信頼関係が横たわっている点で共通しており、出版権設定契約が「信じて託す」信託契約であると認めることは 2 つの最高裁判決の事例よりもはるかに親和的である。

学説も、信託の定義規定の要件が満たされれば、信託は成立し、当事者が信託という文言を用いていたか否か、法的な意味において信託契約であるという認識を有していたか否かは決定的意味を持たないとしている。さらに、他人の財産を管理する法律関係に対して、積極的に信託法理を適用することも提唱されている。

他の法分野においても、信託成立の意思がなくとも、信託法理の適用が主張される。手形法において、隠れた取立委任裏書の法的性質につき信託法の信託であるとする説が主張されている。最高裁も、その法的性質を信託裏書であるとした（最判昭和 44 年 3 月 27 日民集 23 卷 3 号 601 頁）。民事訴訟法の分野でも、法定訴訟担当について信託法理を取り入れる試みがある。

既述の平成 14 年 1 月 17 日最高裁判決に対して最も厳しい態度を取る見解も、すべての場合で信託の成立が認められないというわけではない。この見解は、まず、大前提として、わが国の法制度が擬制信託を認めていない以上、この問題の処理は、法律行為の解釈に関する通常理論に委ねられ、この法律行為の解釈に関する一般理論に従った場合には、契約締結時（＝紛争が生じた後の事後的評価ではなくて）の両当事者の真意こそが問題となるから、両当事者の信託法の規定する権利義務関係の本質的部分（＝信託の本質的要素の部分）を理解・想定して契約を締結したと認定できる場合以外には、信託法上の信託の成立を否定すべきであるとする。その信託の本質的要素とは、旧信託法下の従前の学説によれば、①特定された財産を中心とする法律関係であること、②受託者が財産権の名義者となること、③受託者に財産の管理・処分の権限が与えられること、④受託者の管理・処

分の権限は排他的であること、⑤受託者の権限は自己の利益のために与えられたものではなく、それは他人のために一定の目的に従って行使されなければならないこと、⑥法律行為によって設定されることである。つまり、この見解においても、6 つの本質的要素を理解・想定して契約を締結したと認定できれば、信託の成立が認められる。

①については、出版権は、特定の著作物を対象とする財産権であり、その設定契約により特定されるものであって、出版権設定契約は出版権を中心とする法律関係にほかならない。②については、出版権者が出版権の名義者となるのは当然のことである。③および④については、出版権者は、設定行為で定める範囲で、著作物を複製する権利等を専有するため、両要素を満たす。⑤については、旧信託法一条が、受託者となるべき者が「一定ノ目的」に従って信託財産の管理または処分をすべきことを規定しているにとどまるが、信託法は、この目的の内実をより具体的に規定し、専ら受託者自身の利益を図る目的であってはならないことを明確にしたことを看過すべきではない。信託法が「専らその者の利益を図る目的を除く」こととしているのは、受託者となる者が永続的に（1 年間（信託法 163 条 2 号）を越えて）その者のみの利益を図ることを目的として財産の管理処分等を行うことは、受託者が他人（受益者）のために信託財産の管理処分等を行うという信託の本質に反し、信託と構成することはできないと考えられるためである。たしかに、出版権者は自身の利益を図る目的を持っているが、その行為はライセンス料のように著作権者の利益にもなり、出版権者が永続的に自身のみの利益を図ることを目的としておらず、⑤は充足される。⑥については、出版権はその設定契約という法律行為によって設定されるのであり、この要素も満たされる。以上より、すべての信託の本質的要素を理解・想定して契約を締結したと認定でき、信託の成立が認められる。

信託法理が適用可能であるとすると、出版権設定契約締結後、出版権者に善管注意義務や忠実義務などが発生し、当事者間の権利義務関係が明らかになることは大きな利点である。

このことを突き詰めていけば、著作権者が自己による利用をせず、独占的著作物利用許諾を行えば（いわゆる完全独占的ライセンス契約）、ライセンシーに著作物の管理処分権を与え、これも信託と解することが可能である。

さらに、この場合に、信託法が信託財産を、旧信託法が「財産権」としていたところを「財産」にしたことから、著作権の支分権をさらに細分化して、著作物利用権（著作権法 63

条)と同様に、地理的・時間的に制限した形で信託を設定できるということが明らかになってきた。

(3)比較法的観点からの考察・海外調査

信託発祥の地である英国においては、受託財産の制限という概念はこれまで生じたことはなく、著作権を含む知的財産権の信託が可能であることを所与としているのは言うまでもない。しかし、英国の文献、あるいは知的財産法や信託法の研究者からも、著作権信託が盛んに行われているということが窺えてこないというのが実際である。

英国において、わが国のJASRACに相当するのが、PRS for Musicである。PRS for Musicとは、音楽著作物における“機械的な”著作権の保護を目的とするMechanical-Copy-right Protection Society Ltd. (MCPS)と音楽著作物における実演家権を管理するPerforming Right Society Ltd. (PRS)とが、1997年に提携し、2009年に“PRS for Music”という統一ブランドを採用したものである。PRS for Musicは、会員の音楽著作物が利用された場合、著作権使用料を徴収し、会員へ分配することを目的としている。2008年(平成20年)現在の会員数は約6万、同年の著作権使用料徴収額は、6億820万ポンド(1ポンド=140円として、約850億円)である。

PRS for Musicにおいて、JASRACの管理委託契約約款に相当するのが、“MCPS Membership Agreement (MA2) and Annexes”である。また、MA2の条項に関する解説である“Guide to the MCPS Membership Agreement (MA2) and its Annexes”も公表されている。

MCPSの著作権管理方法は、信託ではない。MCPSは、音楽著作権を保有することも、独占的ライセンシーとして行為を行うこともない。MCPSは、会員の唯一かつ独占的な代理人として任ぜられる。

信託発祥の地である英国で著作権信託の活用がなされないのは、1つには独占的ライセンシー自身に差止請求等が認められるという英国の著作権法制度・判例が前提となっており、信託を設定しなくても、ライセンシーが権利者と同等の権限を持ちうるためである。このことは米国やドイツにおいても同様である。著作権者と同様の権限を持ちうるためには信託や出版権設定によらざるを得ないわが国の法制は、この意味で特異なものとなっている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計1件)

①諏訪野大、独占的ライセンスの構造および効力に関する基礎的考察、私法、査読無、73号、2011年公刊予定

[学会発表] (計1件)

①諏訪野大、独占的ライセンスの構造および効力に関する基礎的考察、日本私法学会、2010年10月10日、北海道大学

[図書] (計1件)

①諏訪野大、他、信託法における「財産」と知的財産-独占的ライセンス形態としての知的財産信託-、成文堂、奥島先生古稀記念論集(共著)、2011年公刊予定

6. 研究組織

(1)研究代表者

諏訪野 大 (SUWANO OKI)
近畿大学・法学部・准教授
研究者番号：60368280

(2)研究分担者

なし

(3)連携研究者

なし